

造船クラスター形成支援事業企画運営業務委託仕様書

1 事業名

造船クラスター形成支援事業企画運営業務

2 業務委託期間

契約締結の日から令和9年10月31日までとする。

3 事業の目的

本事業は、「官民（造船事業者、船用工業事業者、造船協力事業者、関係行政機関等）が参画し、課題や目指すべき方向性を議論する場（以下、「協議プラットフォーム」という。）」を設置・運営をしつつ、個別ヒアリング調査等を通じてサプライチェーン全体の構造・課題を可視化・整理することを目的とする。これにより、国の支援制度（造船業再生基金等）の最大限の活用促進や申請伴走支援を図るとともに、制度の隙間となる地域固有の課題に対して有効な県独自の支援策を検討し、本県造船関連産業全体の強靱化と持続的な競争力強化を実現する。

4 事業の目標

本事業の目標を次のとおり定める。

目標
○ 本県の造船サプライチェーン全体の現状や構造的課題を定量・定性的に可視化・整理し、地域一体で課題解決に取り組む基盤を確立することを目指す。
○ また、国の支援制度等の活用方針を作成するとともに、国制度の対象外となる地域固有の課題や制度の隙間を抽出・分析し、本県が講じるべき実効性の高い支援策を明確にすることを目指す。

5 委託業務の内容

（1）協議プラットフォームの運営支援業務

造船関連事業者や国等が一堂に会し、課題共有と合意形成を図るための協議プラットフォームについて、円滑な開催・運営に必要な事務局業務等の支援を行うこと。

ア 本業務における運営支援の対象は第2回の協議プラットフォーム以降の計3回とすること。なお、第1回の協議プラットフォームについては本委託契約の締結前に県が実施する。

イ 協議プラットフォームの構成員については、事業の進捗状況や抽出された課題、検討内容等に応じて、必要かつ適切な事業者、関係事業機関、専門家等を適宜追加・見直しの上、参加を働きかけること。

ウ 協議プラットフォームの開催にあたっては、議論の活性化及び円滑な合意形成を図るため、事前に構成企業等へのヒアリングや連絡調整を行い、意向・課題等の集約及び論点の整理を行った上で開催すること。

エ 第2回以降の協議プラットフォームにおける具体的な議題や検討詳細については、前回までの協議内容やヒアリング等の進捗状況を踏まえ、その都度県と協議の上で決定するこ

と。

オ 主な開催時期及び協議内容の想定は以下のとおりとすること。

- ・ 第2回協議プラットフォーム（令和9年1月頃）
個別ヒアリング等の初期結果共有、課題整理及び国制度活用に向けた協議
- ・ 第3回協議プラットフォーム（令和9年4月頃）
中間とりまとめ（課題整理・対応策の提示）及び県独自施策の必要性検証
- ・ 第4回協議プラットフォーム（令和9年8月頃）
全体調査結果・分析内容の最終議論及び総括

カ 支援業務の具体的な内容には、会場手配・設営、会議資料の作成・印刷・配付、当日の受付及び進行補助、議事録の作成、協議プラットフォーム構成員に対する連絡調整やその他事務局運営に必要な一切の業務を含むものとする。

（2）サプライチェーン及び構造的課題の調査・可視化業務

本県造船産業のサプライチェーンの全体像を把握するとともに、現場における構造的課題や生産上のボトルネックを定量・定性的に調査し、課題の可視化及び構造化を行うこと。

ア 県内の造船事業者、船用工業事業者、造船協力事業者及び関係組合を対象に、訪問やオンライン等による個別ヒアリング調査を実施すること。

イ ヒアリングにあたっては、県と協議の上で事前に適切な調査項目（設備老朽化、省力化、デジタル化（DX）の推進状況、技能承継、人材不足、受発注体制及び価格転嫁の状況等）を設定し、ヒアリングシートを作成した上で効率的に進めること。

ウ 個別ヒアリングや既存データ等の分析を通じて、造船事業者と造船協力事業者等との間の依存・取引関係を整理し、本県造船産業におけるサプライチェーン構造図を作成すること。

エ 抽出された各種課題について、単なる個別企業の不満・要望にとどめず、産業構造上のボトルネック（どの工程・どの階層で生産性や成長が停滞しているか）として整理・体系化し、構造的課題をとりまとめること。

オ 調査結果及びとりまとめた課題については、プラットフォームでの説明・協議資料として活用できるよう、グラフや図表等を用いて視覚的に分かりやすい形式で可視化すること。

（3）層別・企業別の課題対応策整理及び補助金活用方針の作成

調査等により抽出・可視化された課題に対し、企業の階層（造船事業者、船用工業事業者、造船協力事業者等）や課題種別に応じた具体的な対応策を整理するとともに、国等の支援制度を円滑に活用するための補助金活用方針を作成すること。

ア 抽出された課題に対し、企業の規模・財務状況・デジタル化等の取組段階に応じた実効性の高い課題解決アプローチ及び「打ち手」を整理・体系化すること。

イ 国の造船業支援制度（造船業再生基金等）をはじめ、活用可能な各種公的支援施策（新事業進出・ものづくり商業サービス補助金、省力化投資補助金、デジタル化・AI導入補助金等）を網羅的に抽出し、企業の課題種別や事業規模ごとに活用すべき制度を体系的に整理した「補助金活用方針」を令和8年度中に作成すること。

- ウ 作成する補助金活用方針については、協議プラットフォーム構成員や県内事業者が自社の課題に照らして適切な支援制度を容易に選択・把握し、翌年度以降にスムーズに活用できるよう、一覧性・参照性の高い資料として整理すること。
- エ 第2回の協議プラットフォーム以降における議論や構成員の意見、国等の最新の施策動向等を踏まえ、作成した補助金活用方針について随時修正・拡充を行うこと。

(4) 支援制度の活用促進及び申請伴走支援

- 事業者が国の支援制度等を円滑に活用できるよう情報提供や申請サポートを行うとともに、国の制度でカバーできない地域固有の課題に対応するための県独自支援策の検討・提案を行うこと。
- ア 作成した補助金活用方針に基づき、国等の支援制度に関する情報を県内造船関連事業者へ周知し、積極的な活用を働きかけること。
 - イ 調査や相談を通じて設備投資や業務改善等に前向きな意向を示した事業者に対し、制度内容の解説、要件確認、事業計画書の策定支援など、国の補助金等への申請に向けた具体的な伴走支援を複数件実施すること。
 - ウ 事業者への伴走支援やヒアリング等を通じて、国の支援制度では対応が困難な制度の隙間や地域固有の課題を整理・抽出すること。
 - エ 抽出された地域固有の課題に対し、県が講じるべき実効性の高い独自支援策について、県と協議の上で企画・提案を行うこと。

(5) 中間報告・最終調査報告書の作成

- 協議プラットフォーム内での議論やヒアリング調査の成果をとりまとめ、県の施策検討や予算要求に向けた判断材料となる中間とりまとめ及び事業全体の成果を網羅した最終調査報告書を作成・納品すること。
- ア 第3回の協議プラットフォームでの議論等を踏まえ、本県造船関連産業の構造的課題の整理結果や対応策の方向性を盛り込んだ中間課題整理報告書を作成し、県に提出すること。
なお、中間とりまとめの内容は、県の予算要求の判断材料として活用できる精度・構成とすること。
 - イ 第4回の協議プラットフォームでの議論を踏まえ、本業務を通じて実施した全4回の協議プラットフォームの成果、個別ヒアリング調査結果、サプライチェーン構造・課題、補助金活用方針及び申請伴走支援の実績等を網羅した最終成果報告書（案）を作成すること。
 - ウ 最終成果報告書（案）について県と協議・精査を行った上で、必要な修正を行い、令和9年9月末までに最終成果報告書を完成させ、納品すること。
 - エ 報告書の作成にあたっては、県の産業振興施策や予算事業への展開に直ちに活用できるよう、論点や提言が定性・定量的に分かりやすく整理された構成とすること。

(6) その他

- ア 上記の業務が連動した実施計画（業務全体のスケジュールを含む。）を設計すること。当該実施計画は、本業務の開始後速やかに県へ提出するとともに、月例の定例会を開催し、

月次で進捗の報告を行うこと。また会議等の開催時には議事録を作成し、県へ提出すること。

イ 本業務を実施するために必要な体制を構築し、責任者、副責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲について明らかにすること。

ウ 本業務の運営に当たっては、県の方針に従うこと。

6 実績報告

本業務の業務受託者は、各年度の実績報告書を以下の期限までに県に提出すること。なお、実績報告書の構成等については、県と協議の上決定するものとする。

ア 令和8年度：実施計画に基づく令和8年度の調査実績について令和9年4月10日まで

イ 令和9年度：業務を完了した日または業務期間終了後10日以内に

7 成果の帰属

(1) 本業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。ただし、業務受託者が従前より有する著作物又は第三者の著作物については、業務受託者又は第三者に帰属する。

(2) 業務受託者は、本業務の実施のために必要な業務受託者が従前より有する著作権又は第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、業務受託者の責任により対処する。

8 留意事項

(1) 業務受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

(2) 本事業の実施にあたっては、国の「造船業再生ロードマップ」や「官民投資ロードマップ」等の最新の動向、経済情勢及び社会環境の変化を常に把握し、適切に業務に反映させること。

(3) 造船産業においては、企業規模や階層（造船事業者、舶用工業事業者、造船協力事業者等）により抱える課題や取り巻く経営環境が大きく異なることに留意し、事業者の実情や現場のニーズに応じた柔軟かつ効果的な支援・対応を行うこと。

(4) 業務受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。

(5) 業務受託者は委託業務上発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

(6) 委託業務の一部を再委託しようとする場合は、次の点を明確にして、予め県の承諾を得ること。

- ア 再委託する業務の範囲
- イ 再委託の合理性および必要性
- ウ 再委託先の業務履行能力
- エ 再委託業務の運営管理方法

(7) その他、本業務の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については、関係者において協議し、決定する。